

令和7（2025）年度第4回 柏崎市空家等対策推進協議会（空家等対策計画策定・事業実施委員会） 議事録

【日 時】令和8（2026）年1月21日（水）午前9時から午前10時30分まで

【会 場】市役所本庁舎4階4-3・4-4会議室

【出席委員】部会長、委員A、委員B、委員C、委員D
委員E、委員F、委員G、委員H・・・計9名

【欠席委員】会長（市長）、委員I・・・・・・・・・・計2名

【事務局】都市整備部長、建築住宅課長、建築住宅課職員 計6名

開 会

事務局B これより、令和7（2025）年度「第4回柏崎市空家等対策推進協議会（空家等対策計画策定・事業実施委員会）」を開催する。

挨 拶

事務局A 本日は、柏崎市空家等対策計画の改定案について審議していただく、改定前の最後の委員会となる。昨年度から、空家等管理活用支援法人の指定についての検討や3回にわたるワークショップにて、議論、意見、提案をしていただいた。

委員の皆様意見を整理し、現行計画の課題や社会情勢の変化を踏まえながら「柏崎市空家等対策計画」の改定案を取りまとめた。忌憚のない意見、審議をお願いします。

部会長へ

事務局B それでは、会の進行について、部会長からお願いします。

会議成立確認

部会長 本日は、委員11名中9名が出席となっている。市空家適正管理条例規則第12条第2項では、会議の開催は過半数の出席が必要とされているため、本会議が成立していることを報告する。

議事 柏崎市空家等対策計画改定案について

部会長 次第3議事の「柏崎市空家等対策計画改定案」について、事務局から説明をお願いします。

事務局C 本日配布した資料に一部修正がある。庁内で更なる検討を行った結果、所有者管理の原則を前提とし、「持つ・保つ・処分する」ということ、それから「あなたの責任」というところを強く打ち出したいことから、行動理念として記載していたものをそのまま「基本方針」とする修正を行っている。また、条例改正に伴う罰則の強化という部分を強調するため、本編、概要版及び本日の説明資料の一部を修正している。

それでは、この前提と配布した資料により計画の改定案について説明する。

資料1「計画改定案に係る現計画との方針・施策の比較」を見ていただきたい。

現計画では、「総合的な空家等対策」を基本方針に、発生抑制と特定空家等の問題解決という2つの軸について、「適正管理の促進」、「活用の促進」、「除却の促進」、「行政指導・命令等」という4つの柱から各施策を展開する構成になっている。実質的には、『行政指導』『緊急安全措置』『略式代執行』といった行政指導や対応などを行政が行うもの、また『空き家バンク』という仕組みを行政が用意し、不動産取引における流通によって利活用を図るという2つが施策の中心であった。

資料1「柏崎市空家等対策計画改定案について」を見ていただきたい。

「1改定の背景」にも記載のとおり、苦情・通報、行政指導を行う空家等が年々増加しており、また、流通についても不動産事業者や買取事業者から断られるような事案が散見されるようになってきている。また、所有者が管理を放棄したことにより、市民の安全・安心を確保するために市が所有者に代わって大規模な措置を講じなければならないような事案も生じている。

また、計画の改定に関連するものとして、①～⑤の事業や条例改正を先行し行ってきたが、中でもこの④の総合相談窓口設置という点は、空家特措法の改正により新たに設けられた「空家等管理活用支援法人制度」を活用することとし、プロポーザルを実施する中で、委員の方からも意見をいただき、NPO法人 a i s a を指定するに至った。指定後は、意識啓発事業の企画・運営、相談対応、空き家バンク等について業務委託契約を締結するとともに、改定作業を行うにあたり、本委員会でもワークショップの運営、とりまとめ等を担っている。支援法人から、前回の委員会において、指定後、また、業務の受託後における初年度の中間報告という形で、実際の対応状況について説明したが、「相談事案の8割程度が二次流通が難しく、解体が望ましい物件」であるという、これまで把握することのできなかつた、それもかなりインパクトのある現実が判明した。

行政による対応と空き家バンクによる二次流通だけではうまくいかない、また、所有者管理という原則があるにも関わらず、「法令・制度」に基づく行政の対応と住民側の意識にギャップがあること、これらを解消するためにも、『意識啓発』、『相談対応』を官民連携により強化する必要があると考えている。

以上から、現計画の終期である令和9年3月を待たず、1年前倒しで計画改定を行う。

計画を改定するに当たり、本委員会で計3回、専門家の知見、また、空家対策を真剣に考える一人の市民として、ワークショップを通じて、意見をいただいた。

空家等対策計画の本編を見ていただきたい。

最初に今年度第1回の委員会において、『現状把握』として、「空き家増加の背景・要因」などの洗い出しをしていただいた。また、『理想の状態』として、「所有者の意識」、「地域・コミュニティの活性化と維持」、「制度・政策・財源」、「利活用・流通促進」、「人口減少対策・若年層定着」といった観点に整理される意見をいただき、『理想の状態』とそれに対し、原因分析や施策の検討をするための対象の整理を行った。

次に、第2回委員会において、理想の状態と対象の整理を踏まえ、「理想の状態になっていない原因」について、それぞれの視点から意見をいただいた。

そして、第1回、第2回の検討を踏まえ、第3回委員会では、理想の状態に近づけるための施策を考えていただいた。

ここからは、計画改定案の概要を説明する。

資料1を見ていただきたい。

まず、対象とする期間について、前回の委員会で説明したとおり、総合計画との整合を図るという観点から、令和8（2026）年度から令和15（2033）年度の計8年間で対象とするものである。

次に、基本方針についてである。昨年度第1回の委員会において説明したとおり、空き家そのものを削減することは国の見通しでも示されていないことから、計画改定に当たる方向性として、「いかにして管理不全な空き家を増やさないか」との方向で整理するという旨の説明をした。

住宅土地統計調査結果や、市が独自で行った平成28(2016)年度と令和5(2023)年度の空き家数及び地域別の空き家率調査の結果、市への苦情通報、支援法人への相談内容を踏まえると、「空き家は行政が解決するもの」という認識が根強く、場合によっては、民間事業者の中にもあると感じる部分がある。

この部分について、もう1度整理すると、端的に言えば、「所有者管理の原則」というものが正しく理解されていないことが根底にある。管理責任は、「住まいをもった時点」から生ずるが、空き家になってからの対応が中心になっているのが実情である。従って、「所有者管理の原則」「住まいを持ったときから将来のことを考えた行動」、このことを強く打ち出していく必要がある。また、当然ながら、既に空き家になってしまったもの、管理不全な状態になってしまっているものについても、管理責任は所有者にある。

以上のことをメッセージとして打ち出すために、今回の計画改定案における基本方針は、『空き家を生まないあなたの責任～持つ・保つ・処分する～』とする考えである。所有者のほか、近隣住民を含む町内会などの地域コミュニティ、そして支援法人を含む空き家対策に係る民間事業者全てがこの方針に基づいて行動するという含めて打ち出したいと考えている。

次に、資料1の裏面を見ていただきたい。

ワークショップを通じていただいた意見から、『課題』について、表のとおり整理した。

先ほどの説明のとおり、第1回のワークショップの結果から得られた「所有者・近隣住民」「利活用者・購入者」「環境・仕組み」「財源・資金調達」という4つの分類に、第2回、3回のワークショップを踏まえ理想の状態や原因から整理すると、この表になる。

- ・「所有者・近隣住民」については、所有者管理の原則のもと、「住まいを持ったとき」から空き家になることも含め、管理責任が生ずるが、このことをまずもって共通認識とし、行動してもらうことが必要である。

- ・「利活用者・購入者」については、若い世代を含め、根強い「新築志向」に対し、空き家を利活用するという選択肢を持つことができるような施策が必要である。

- ・「環境・仕組み」については、人口減少社会の中、空き家は増え続けるという根本的な問題の解決は難しいものの、所有者が活用できるような状態を保つ、利活用者が活用しようという魅力を持てる、そのような施策が必要だと考えられる。

- ・「財源・資金調達」については、「行政が解決するもの」という認識を是正し、所有者管理の原則のもと、親族を含む所有者が、維持管理又は解体に要する費用を捻出するような働きかけや環境の整理をすることについても施策の1つとして考えられる。

次に、改定案において、基本方針を踏まえて展開しようとする『施策案』である。

先ほどの課題と4つの対象分類、ワークショップで出された意見等を踏まえ、ア〜クまでの計8つに整理をした。

「空家等対策計画における現計画との方針・施策の比較」を見ていただきたい。

先ほどの説明のとおり、現計画では、適正管理の促進〜行政指導・命令までの4つの柱としているが、改定案では、『予防』、『活用』、『対症』という3つの段階に分け整理をしている。この段階に対し、整理された8つの施策を当てはめたものが、この表になる。表の見方としては、それぞれの施策に対し、具体的に実施しているもの、これから検討が必要なものを事業レベルで落とし込んでいる。また、事業レベルの四角枠の右側に「新規」「拡充」「継続」と表記している。

- ・空家セミナーのように既に実施していて、現計画には定めがないものは新規（例：空家セミナー）。
- ・定めはあるものの、新たな観点から対象を広げるものについては拡充（例：行政指導+罰則等）。
- ・それ以外のものについては、現計画からの継続。

ここから各施策について説明する。

・施策ア「中長期的な視点にたった住まいの知識を得るための啓発活動」についてである。空き家は、「手放す」、「管理し続ける」、「解体する」という3つの選択肢になるが、結果的に売れない・解体する資金もないという状況では、管理不全な空き家になることは明白である。住まいは「持った時点」から、管理する責任が生じるものであり、管理不全な空き家を増やさないために、空き家の所有者が行動するよう働きかける取組を行うというものである。

・施策イ「地域コミュニティによる空家等対策の実施推進」についてである。高齢世帯で近い将来に空き家になりそうなもの、親族の若者世帯が遠方に住んでいるものなどの情報は、近隣の町内会などの地域コミュニティでなければ持ちえない情報である。これらに対し、管理不全な空き家にならないよう行動してもらい働きかけをするためには、地域コミュニティの協力が不可欠である。支援法人へ繋いでいただくことにより、その後のフォローができるよう、まずは、地域コミュニティから行動してもらえるような取組を行うというものである。

・施策ウ「相談支援機能の充実と関係者間の話し合いの促進」についてである。これまでも、空き家セミナーやふれあい講座により、このことを訴えてきたが、施策イと関連させながら、親族を含めて所有者管理の原則、管理不全な空き家を生み出さないための話し合いを促進するというものである。

・施策エ「空き家の優良活用事例に関する情報発信」についてである。継続的に実施している空き家リフォーム補助金の利用や支援法人の伴走支援による空き家の利活用事例、支援法人の協力事業者への情報収集も含めて、空き家の利活用による魅力をまとめ、情報発信することで、新築志向のある若い世代も含めて空き家の利活用が少しでも進むようにするというものである。また、このことにより、支援法人の協力事業者のビジネス機会の醸成にも寄与するものと考えている。ワークショップの中では「優良活用事例の表彰制度」という意見がでたが、細かな部分については、計画改定後に検討していきたいと考えている。

・施策オ「空き家バンクを利用した空家等の利活用促進とマッチング」については、現行と同様であり、他の施策と連携させながら、継続的に取組を行うというものである。

・施策カ「空家等対策協力事業者への研修機会の提供」についてである。協力事業者には、それぞれの専門分野で力を発揮いただいているが、空き家問題を取り巻く様々な情勢、課題に関しての知識を得る機会を提供し、施策エの優良活用事例の情報発信に関する取組と連携させながら、協力事業者についても、管理不全な空き家を増やさないための行動をしてもらえるような取組をするというものである。

・施策キ「民間資金も含めた官民連携による多様な支援環境の整備」についてである。管理不全な状態になり行政指導を受けてから、また、売却できず解体するしかなくなってから「資金がない」という声をよく耳にする。また、このような状態になり、債権の回収が困難な状態で行政が何らかの措置を講じなければならないというのは、行政運営としては適切でないものと考えている。「所有者管理の原則」というものを改めて考えると、施策アとも関連するが、住まいを持ったときから、将来のこと、すなわち空き家になったあとの維持管理経費や売却できない場合の解体費用を所有者が考え、蓄えておく必要があると言える。「葬儀費用を蓄える」という積立商品のようなものは見聞きするが、「住まいの解体費用を蓄える」という商品は見聞きしたことがない。委員提案による新しい施策であり、「チャレンジ」という側面もあるが、必要とするパートナー、法的な部分での整理も含めて、所有者や親族等が利用できる保険又は金融商品のような財源確保のための環境整備に取り組むというものである。

・施策ク「管理不全な空き家への適切な対応・所有者等による除却の推進」についてである。現計画の継続という部分もあるが、今年度の条例改正による管理不全状態の抑止力とするための罰則強化、令和6（2024）年度から実施した解体補助制度があるため、実質的には拡充という意味合いが強いと考える。法令に基づく行政指導を確実に行っていくとともに、罰則強化という部分について空き家セミナー等を通じて繰り返し周知していく。また、行政指導文書にチラシを同封し、解体補助制度を更に浸透させ、所有者等による自主的な解体を推進するものである。

以上が、計画改定案における8つの施策の説明になる。

今回の改定案における特徴の1つが5つのコラムである。

本委員会、そして、もう1つの部会における話題等も踏まえ、空家特措法及び条例では対応できないが、空き家問題に直結しているもの、共通認識をもってもらい、具体の事業実施時にエッセンスとして使用することを狙いと、5つのコラムにまとめている。いずれも計画改定案における施策等に具体の記述が難しいことから、各施策等の文章とは別に、コラムという形にし、適切と思われる位置に配置している。

具体的内容としては、「コラム1 空き家になってからではもう遅い!？」、「コラム2 所有者管理の原則・市民等の責務」、「コラム3 不動産投機家問題」、「コラム4 相続登記の義務化」、「コラム5 相続放棄問題」の計5つとなっている。

本計画は、8年間の長期にわたるものである。また、計画改定案に記載のとおり、管理不全な空き家を年間16件ずつ削減していくという目標指標を設定している。

計画は策定して終わりではなく、各施策の実施状況とこの目標数値の達成状況を踏まえ、見直しを適時適切に図る必要がある。

具体的には、本委員会が「空家等対策計画策定・事業実施委員会」という名称であるとおり、本委員会で、必要な検証・見直しを継続的に行う必要がある。このことは、計画改定案本編にも記載している。

次に資料編の内容について説明する。

他市の計画を見ると、空家特措法や条例などの全文が掲載されていることが多く、中には全体の3/5程度を割いているものも見受けられる。当然ながら、大事な条文ではあるが、計画の主訴は条文ではなく、これまで説明した背景、方針、具体の施策である。このことから、今回の計画改定案では、最後のページに関するインターネットページのURLと二次元コードを記載するに留めている。

資料編の他の内容については、25、26ページのとおり、空き家問題について危機感をもってもらうため、令和6（2024）年度に実施した空き家実態調査の結果を掲載しており、27ページから34ページまでに、この計画改定案をまとめるに当たり実施したワークショップの検討結果を掲載している。

最後に計画改定までのスケジュールについて説明する。

計画を策定する場合には、市のルールとして市民意見提出手続、つまりパブリックコメントを実施する必要がある。また、重要な施策に係る改定であることから、市議会に対しても説明する必要がある。

市議会については、令和8（2026）年2月17日（火）開催予定の市議会2月定例会議における産業建設常任委員協議会において説明を行い、その結果を踏まえて、広報かしわざき3月号への掲載に合わせ、令和8（2026）年3月5日から3週間程度のパブリックコメント実施を考えている。

柏崎市空家等対策計画の改定案についての説明は以上である。

説明に対する質疑応答

部会長 只今の説明について、意見、質問等があればお願いします。

【施策ア】中長期的な視点にたった住まいの知識を得るための啓発活動が、現計画との比較資料中の「予防」と「対症」の2箇所配置されている。【施策ア】を「対症」に配置したのはなぜか。

事務局C 「対症」は【施策ク】行政指導、罰則等、除却支援補助が中心になるが、「対症」の段階においても、【施策ア】を伝えていく必要がある。具体的には、空き家セミナーを例示しているが、【施策ク】【施策ア】両方をセミナーにおいて取り上げることから、【施策ア】を「対症」に配置している。

委員A 管理不全な空き家の年間削減数が、年16件で推移しているが、この数字は何を根拠として決めたのか。

事務局C これまでの所有者等に対する行政指導等で是正した管理不全状態の空き家数及び空き家バンクの成約件数等を鑑み、設定した数字である。行政指導等による是正件数が6件、空き家バンク成約数が10件という内訳になっているが、この比率は【施策ア】から【施策ク】の各施策を実施していく中で変わるものとする。それも含め、年間16件という数字を設定している。

- 委員C 現計画との比較資料中の【施策キ】及び【施策ク】を強調しているのはなぜか。
- 事務局C 【施策ク】は、抑止力とするための罰則等である。【施策キ】は、新規の試みであり、支援となるような保険・金融商品等の整備を進めていく。
- 委員B 【施策キ】保険・金融商品等の整備について、例示として葬儀代+住まいの解体費積立と書いてあるがイメージが湧かない。具体的には、どのようなものか。
- 委員H 葬儀代積立のようなイメージである。家の解体費用積立は聞いたことがなく、葬儀代同様とても重要なため、提案させていただいた。
- a i s a 長期間で捻出する積立での他、国内の事例では、民間からの出資やスポンサーによる財団法人やファンド機能を使った解体費補助のような制度がある。
- A氏 また、立地や土地の面積次第では、個別の案件として、不動産クラウドファンディングのような形で資金を調達し、新しいコンテンツに変えて運用することも考えられる。いずれにしても、今までにない新しい選択肢を生み出していく必要がある。ただ、現状検討段階であり、具体化はできていない。
- 委員B 保険や金融商品には、法規制があり、創設までに時間が掛かる。指定から約1年経過しているため、検討だけでなく、実際に動き出さなければならない時期に来ている。具体的に形になるのはいつ頃か。
- a i s a 3年を想定している。一法人で何とかなるものではない。地元の金融機関やファンド等を組み合わせ、考えていかなければならない。今年の年間スケジュールでは、計画改定がメインであり、この段階である程度合意を得た上で、市と連携しながら動く予定である。
- A氏
- 事務局C 【施策キ】については、チャレンジという側面があることは事実である。ただ、実現まで時間が掛かりすぎるのもよくない。この施策は、特に重要である。空家等管理活用支援法人であるa i s aから話を聞きながら、市でできることについても考えながら、早急に動かなければならない。
- 委員D 結果が重要であり、検討するだけでは、不十分である。市も協力、監督しながら、結果が出るように進めていかななくてはならない。
- 空き家の削減に成功した事例は把握しているのか。成功事例をただ真似するだけでなく、独自のアイデアを追加した上で実行するべきだ。また、法規制についても学ぶべきである。
- 有料で空き家の相談等を行っている団体があると聞いている。そのような団体を市や支援法人は、どのように規制していくのか。市が指定した法人はa i s aだけという事実を広く周知する必要があるのではないか。また、a i s aが連携している事業者には、解体時のアスベスト対策などの法令を遵守していただきたい。
- 事務局C まず市の見解を説明する。
- 一点目、市において、空家等管理活用支援法人のa i s aを監督するべきとの意見に対して、空家等対策の推進に関する特別措置法第23条から第28条に支援法人に関する規定がある。市町村長は、空家等管理支援法人の業務に関し、報告をさせ、改善の命令をすることが出来るという規定になっている。そのため、業務内容や提案内容が不十分だった場合は、本委員会でも議論することを前提に指定を行った。また、空家等管理活用支援法人から新たに1名を委員として選出している。計画改定について

は、当然新たに選出された委員も含め、ワークショップにて整理を行ったため、計画案には、空家等管理活用支援法人の意見も入っている。業務委託契約をしているため、アイデアベースの部分については、早急に具体化し、本委員会の議論も踏まえ、仕事をしてもらわないといけない。

二点目、空き家の削減に成功した事例を把握しているのかについて、柏崎市空家等対策計画の資料編にもリンクを記載しているが、国が行っている空き家対策モデル事業というものがある。ここに成功事例が多く掲載されており、a i s aもこのモデル事業に採択され、成功事例が複数ある。当然ここに記載されている事例は把握しており、この事業に限らず、国内どのような事例があるか概ね把握している。ただ、成功事例をそのまま柏崎市で真似することはできないと考えている。柏崎市の場合、予納金を納めて、相続財産清算人を選任したとしても、売却等が困難であり、費用を回収することが難しい。対して、大都市の場合、売却が容易で、予納金の回収が見込めるため、問題解決が容易であると耳にしたことがある。国内の事例が柏崎市にとって正しいのかどうかについては、考える必要がある。

三点目、関係法令について学ぶべきという指摘について、プロポーザルの実施要領には、関係法令について、経済産業省のグリーゾーン解消制度含め、自ら確認し、提案するように記載している。そのため、グリーゾーン解消制度等を活用し、法的な部分の整理をした上で空家等管理活用支援法人として提案を行っているものと理解している。

四点目、市内の空き家相談対応等を行っている団体についてだが、そのような団体に対し、市で活動を抑制することはできない。空家等管理活用支援法人の指定については、背景も含め、柏崎市のホームページで公開をしている。公的に指定している法人はa i s aだけということは、見ればわかるようになっている。

五点目、アスベストを含めた法令遵守についてだが、【施策カ】空き家等対策協力事業者への研修機会の提供にて、対応していく。

a i s a 支援法人の監督については、毎月の相談件数や実施したことを市へ報告し、改善を図っている。
A氏

成功事例として、都市部の再販できそうなエリアの事例が頻繁に出てくる。様々な事例を調査しているが、地方の中山間地域は、非常に難しい状況である。

前提として、支援法人が行う事業は、業務委託のため、最初から規定されている。基本的には相談対応業務及び空き家バンクの運営、セミナーの開催、計画改定業務である。

相談対応業務としては、現在までに200件程度の相談を受けている。a i s aは、専門事業者ではないため、案件を掘り起こし、専門の事業者へ仲介する機能を果たしている。その先で法律に抵触するような仕事をしている業者が関わるリスクについては理解している。ただ、支援法人の権限でそのような業者を規制することは難しい。この点については、市と協力しながら改善を図るべきだと考えている。

市と支援法人が行っている空き家対策が一番安心して相談できる場所ということを広く周知する必要がある。

事務局C 計画改定案に係る修正意見提出シートに、修正箇所、修正案、理由を記載し、2日

後の23日までに提出していただきたい。

委員G 柏崎市空家等対策計画に基づいて、今後8年間、本委員会が活動していくということか。また、市民の方がこの計画を目にする機会はあるのか。

事務局C 柏崎市空家等対策計画について、対象は市民や事業者を含め、柏崎市のすべての個人、団体等である。市の計画として最上位に位置する総合計画と整合を図った、個別の空き家に関する計画が本計画である。

市民の方が目にする機会としては、広報かしわざき3月号で周知を行い、市民意見提出手続を実施する。また、市公式ホームページに計画の改定案が公開される。計画が改定された場合についても、市公式ホームページに掲載するため、誰もが見ることが出来る。

この計画を基に来年度以降の本委員会や空き家セミナーのような個別の事業を実施していくことになる。

部会長 採決に移る。

議事「柏崎市空家等対策計画改定案について」、令和8（2026）年1月23日（金）までの各委員からの意見提出、パブリックコメントに係る手続を経ることが前提であるが、この原案について、賛成の方は挙手願う。

全委員 （一同賛成）

報告 空家等対策地域連携セミナーについて

部会長 次第4の報告事項「空家等対策地域連携セミナーの実施について」事務局から説明をお願いします。

事務局C 計画改定案における「意識啓発」「情報発信」に関連するものとして「空き家セミナー」がある。今年度9月には、新潟県主催・柏崎市共催により、空き家問題全般を取り扱う形でセミナーを実施した。

また、今般の計画改定作業を進める中で、「地域との関わり方・連携」といった部分が対策を進めるに当たり不可欠であることが見えてきた。

そこで、地域コミュニティ団体からの選出委員へ相談を行い、支援法人と市で協議した結果、地域コミュニティ団体、町内会の役員等に対象を限定して、「地域連携セミナー」を実施することにした。

このセミナーは、a i s aを周知する場でもあり、所有者管理の原則を訴えていくことが目的の1つである。セミナーの内容等についてはa i s aが説明を行う。

a i s a 令和8（2026）年3月7日（土）10時30分から12時30分の2時間、柏崎市の文化会館アルフォーレを会場として、空家等対策地域連携セミナーを開催する。対象者は、地域コミュニティ団体、町内会の役員等である。

A氏

より地域に詳しい地元の方に、なるべく早い段階で支援法人へ空き家の情報や所有者をつないでほしいと考えている。また、地域で取り組めることについては、セミナーを通して周知していきたい。

第1部では、柏崎市の空き家問題における現状と課題や空家等管理活用支援法人の相談対応業務から見えてくる課題等について紹介する。

第2部では、コミュニティ推進協議会や弁護士、市、空家等管理活用支援法人といった様々な立場から、地域でできる空き家対策についてのトークセッションを行う。

説明に対する質疑応答

部会長 只今の説明について意見、質問等があればお願いします。

委員G 対象の地域の方とは具体的に誰か。

事務局C 地域コミュニティ団体、町内会の役員等である。今までのセミナーでは、広く周知を行い、参加者に制限を設けていなかった。ただ、地域といっても幅が広いので、全てのコミュニティ協議会が集まる会議に参加して、空き家の現状を説明した上で、募集した。今後も a i s a が周知を進めていく。

部会長 以上で議事等を終了とし、以降の進行を事務局にお返しする。

閉会

事務局B 以上で、令和7（2025）年度「第4回柏崎市空家等対策推進協議会（空家等対策計画策定・事業実施委員会）」を終了する。